

平成 14 年 1 月 31 日

「韓国・朝鮮語資料の取扱い」解説

本解説は、2002 年 1 月に公開した「韓国・朝鮮語資料の取扱い」（以下、「取扱い」）の主要な部分について、結論にいたるまでの検討内容を解説したものである。

「取扱い」の構成は、『基本方針』、『「目録情報の基準」の変更点について』の 2 部からなる。『基本方針』においては、適用する目録規則、ハングル表記を規定し、『「目録情報の基準」の変更点について』においては、「目録情報の基準」に関連する項目の変更点、韓国・朝鮮語資料のヨミの表記及び分かち規則を新たに規定している。

なお参考として、「取扱い」作成までの経緯を付した。

基本方針

1. 適用する目録規則

「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」を適用することとしたのは、韓国・朝鮮語資料と日本語資料には、出版慣習における細かな差異があるが、目録作業に関して問題となるほどの相違は検討の段階で特になかったためである。今後の運用によって問題があれば、再検討することとしたい。なお参照 MARC として利用する KORMARC での記述と「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」との相違については、導入時のデータ変換による手当てまたはコーディングマニュアル等での「参照 MARC 流用時の注意事項」において対処することとした。

2. 分かち書き及びヨミの付与

2.1 ハングル分かち書き

韓国・朝鮮語資料の記述部分は、転記の原則に従い、書かれたままの字体で分かち書きをも含めて記録する。ただし、韓国・朝鮮語資料の分かち書きの単位は、意味上識別ができる程度のものであり、必ずしも単語単位で分かち書きされているわけではない。また、書名等が漢字表記を含む場合は、構成要素である単語ごとの分かち書きとはなっていないことが多いため、単語単位での検索を保障できない。

目録業務・ILL 業務等でレコードを検索するにあたっては、単語単位でも検索できる必要がある。そこで、日本語における漢字の分かち書き規則に準じた分かち書き規則（韓国・朝鮮語における固有の文法事項に関する規則を含む）を定め、ヨミフィールドに分かち書きを入力することにより、単語単位のインデックスをシステムが作成できるようにした。

2.2 ヨミの付与

「韓国・朝鮮語資料の取扱い(案)」(ハングルヨミの付与)に対して、標準となる翻字方式を定めてラテン文字による検索を可能とすべきではないかとの指摘や、カタカナヨミの付与が必要ではないかとの指摘があり、この点について小委員会で検討を行った。

これらの指摘は、ハングルをラテン文字に翻字して洋書扱いする方式、ハングルをカタカナへの翻字または日本語への翻訳によって置き換えて和書扱いする方式のいずれかを選択する、という暫定入力方式を引き継ぐ提案と考えられる。

再検討の結果、標準となるラテン文字による翻字方式を定めるかどうかについては、結論として特定の翻字方式を標準とはせず、また翻字による入力を必須入力とはしないこととした。これは、平成12年度に本研究所が実施した調査(本解説 [参考] 参照)において、ラテン文字による翻字を採用している図書館が約2割と少なく、翻字方式がいくつかに分かれていることから、特定の翻字方式を新たに大部分の参加館で採用することよりも、ハングルによる検索を基本にする方が、韓国・朝鮮語資料全体を統一的に扱うことが可能となると判断したことによる。

カタカナヨミの付与についても、入力を必須とはしないこととした。韓国・朝鮮語資料の情報源の表記は「ハングルのみ」、「ハングル及び漢字」、または「漢字のみ」のいずれかであるが、本来漢字表記になおせない固有語の場合など、必ずしもすべての韓国・朝鮮語資料にカタカナヨミを付与できるわけではない。それを含めて付与することは現実的に不可能であり、こちらも原則ハングルによる検索を採用することが、韓国・朝鮮語資料全体を統一的に扱う面から妥当であろうと判断したことによる。

なお、ラテン文字による翻字及びカタカナヨミは、必要に応じてVT, SF等の別のフィールドに入力することが可能である。

2.3 目録作業支援

目録入力においてハングルヨミを分かち書き規則に従って付加するため、タイトル等が漢字であった場合、目録担当者には漢字にハングルヨミを付与し、さらに単語ごとに分かち書きするための知識が必要となる。

漢字ハングル自動変換機能についての提案があったが、当面の実現は困難である。現行目録システムの内部で漢字ハングル変換機能を実現することは、性能面(同時に3000以上のクライアントから、データベースへアクセスがあり、秒単位でインデックスを更新している)への影響が大きいことが予想されるからである。将来的には韓国・朝鮮語資料に限定して処理を実行するなど、言語種別のインデクシング等検討の余地はあるが、現段階ではWeb上で利用する半自動変換ツール等を準備し目録担当者へ提供することで対応する。

また、これを支援するため、漢字へのハングルヨミ付与作業に必要なツールとして、中韓辞典などの参考資料、利用方法を提示することとした。

単語ごとの分かち書きについては、韓国・朝鮮語に習熟していても作業負荷がかかることが想定されるため、事例を充実するとともに、助詞一覧等関連情報を公開し、目録担当者の参考となるようにする予定である。

3. 典拠レコードの標目について

典拠レコードの標目については、KORMARC レコード内の著者標目形を利用することを前提として、ハングル表記そのものを採用することを可能としている。

現行の標目形を修正することを最大限避けるという原則から、標目形がハングル以外であった場合、ハングル形はその他の表示形として S F に記載し、共通した検索がハングルで行えるようにしなければならない。

ロシア人名の標目をラテン文字による翻字形で採用していることは、上の考え方と整合性がとれないが、ロシア人名に関しては、従来 USMARC (LCMARC) におけるラテン文字による翻字表記形のレコードを多く流用入力してそれが既に標準となっている点を考慮したものである。

典拠レコードに関しては、総合目録データベース全体に関わる問題であり、この「取扱い」では韓国・朝鮮語資料に係る項目を規定するにとどめることとした。既存のレコードと今後多言語化される中で作成されるレコードとの調整が必要となれば、再検討することもありうる。

4. 既存データの取扱い

今後は、暫定入力方式ではなく、この「取扱い」に従って入力する。既存の暫定入力方式で作成されたレコードの修正は、資料を所蔵しかつ修正可能な参加館が行う。暫定入力方式で作成されたレコードとの重複登録を防ぐために、従来の暫定入力方式を前提とした漢字もしくはカタカナ及び翻字による検索が必要となる。

「目録情報の基準」の変更点について

韓国・朝鮮語資料のヨミの表記及び分かち書き規則

11.3.5.2 ヨミの表記

ハングルヨミを必須としたことから、ハングルヨミ付与について複数のハングルヨミがある場合の統一方法を定めた。

「権威ある辞書、人名辞典等によって…」という規定は、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国それぞれでハングルヨミが異なる場合、出版者の所在、著者の活動地域等により、それぞれに適した表現を採用することを意味する。ヨミフィールドに採用されないハングルヨミも、検索上有用であれば他のフィールドに記録し検索できるようにする。

[参考]

「取扱い」作成までの経緯

1. 韓国・朝鮮語資料データベース化検討ワーキンググループ（平成 11 年度）

平成 11 年度第 1 回（平成 11 年 12 月 16 日）

平成 11 年度第 2 回（平成 12 年 3 月 23 日）

韓国・朝鮮語資料データベース化検討ワーキンググループでは、平成 11 年度第 1 回会議（平成 11 年 12 月 16 日）において、以下の事項を検討した。

(1) 検索について

- ・利用者は主として日本の図書館目録担当者。一般的な情報検索向けではないので、作成されたデータベースに別処理を施し、情報検索等ほかの用途に利用できるように手当てすることも考える。
- ・ハングルそのもので検索できるようになるかどうかは、データの記録の仕方による。

(2) 翻字方式について

- ・翻字方式のうち、ISO 方式はもうすぐ廃止される予定であるので、検討の対象外とする。
- ・マッキューン・ライシャワー方式は、ハングルに戻せないという問題がある。
- ・文教部方式は単純でよいが、発音が実際と違ったものになる。

(3) 古籍について

- ・古籍については別途、検討を行う。

2. 韓国・朝鮮語資料に関するアンケート調査（平成 12 年 11 月）

NACSIS-CAT 接続図書館である 1211 組織へ韓国・朝鮮語資料の所蔵、組織化の状況についてアンケート調査を行った。（回答 1021 組織 回答率 84%）

特に翻字方式については、韓国・朝鮮語資料所蔵 409 組織（回答館中 34%）の中でデータベースを作成している組織が 212 組織であり、そのなかで 40 組織が検索手段としてラテン文字翻字による検索方式を使用していると回答している。

内訳は

LC（マッキューンライシャワー）方式	20
韓国文教部方式	3
ISO 方式	3
其他方式	14

であった。ラテン文字による翻字方式を採用していない残りのデータベース作成組織 172 においては、日本語・カナヨミ等での漢字、カタカナ（カタカナのローマ字表記も含む）による検索であった。

3. 韓国・朝鮮語資料の取扱いに関する小委員会（平成 12 年度）

平成 12 年度第 1 回（平成 13 年 1 月 16 日）

平成 12 年度第 2 回（平成 13 年 3 月 1 日）

(1) 検索について

データベースの多言語化により，ハングルでの検索が可能となったことから，転記原則により資料に表記された文字で検索できることを原則とする。

利用者を目録作成者と既定して，ある程度韓国・朝鮮語の知識を持つことを前提として検討を進めることとした。

(2) 翻字方式について

先のアンケート調査結果から，ラテン文字による翻字に関しては，標準的な方式を選択できる状況ではないと思われる。これから特定の翻字方法を指定して，目録担当者へ方式を定着させるよりは，資料上の表記とそのハングル表記からの検索を原則とすることが，目録入力 of 能率，検索時の理解により適しており，従ってラテン文字による翻字方式は指定・限定をせず，任意入力とした。韓国においてさえ，ラテン文字による翻字方式はしばしば改訂されるという点も判断上重視した。

(3) 古籍の扱い

別途検討することとした。

(4) 目録規則について

日本目録規則 1987 年版改訂版，韓国目録規則 KCR3.1，韓国目録自動化規則を比較検討した。日本目録規則 1987 年版改訂版におけるタイトル先行事項等にあたる冠称・冠題の扱いなど細かな差異があるが，目録規則は日本目録規則 1987 年版改訂版によることとして目録作業が可能であると判断した。

(5) KORMARC

KORMARC を参照 MARC として利用することを予定しており，サンプルデータの分析を元にフォーマット変換仕様及び流用入力時の注意事項等も合わせて検討した。

4. 韓国・朝鮮語資料の取扱い（案）の公開

平成 12 年度第 2 回小委員会における検討を元に，事務局で文案の修正を行ない，平成 13 年度第 1 回総合目録委員会にて参加館からの意見を聴取することが承認された。平成 13 年 6 月 14 日付で目録所在情報サービス参加館（896 機関）に意見を求めた（締め切り 7 月 13 日）。その後，同文書を目録所在情報サービスホームページにて 7 月 25 日より公開，NACSIS-CAT/ILL ニュースレター 4 号（8 月 17 日付）においても公開した。

5. 韓国・朝鮮語資料の取扱いに関する小委員会（平成 13 年度）

平成 13 年度第 1 回（平成 13 年 9 月 13 日）

平成 13 年度第 2 回（平成 13 年 12 月 11 日）

平成 13 年度第 1 回小委員会にて，原案に対して寄せられた意見・要望内容を個別に検討し，最終案を作成した。

意見・要望は，ハングル入力，分かち書き入力への対応が難しく，結果として入力，検索に支障をきたすのではないかという点に要約された。

これについては，以下のような考え方で対応することとし，ハングルによる入力と検索を基本にした原案の方針に変更は加えないこととした。

- ・ WebUIP，Webcat によりハングル入力・検索の環境を提供する。
- ・ 入力を補助する資料・ツール類を公開することで，入力・検索時の負担を減らす。
- ・ わかりにくい表現の修正，用例の追加，公開時にこれまでの検討経過と解説を付けて，韓国・朝鮮語の取扱いへの理解を得る。